

学校法人愛国学園修学支援制度規則

令和6年11月1日

学校法人愛国学園

(趣旨・目的)

第1条 この規則は、愛国学園大学（以下「大学」という。）及び愛国学園短期大学（以下「短期大学」という。）において、将来の目的をもって学修する意欲と能力のある者が、経済的理由で学びを続けることを断念しないで済むようにするため、学校法人愛国学園修学支援制度（以下「修学支援制度」という。）を創設し、必要な支援を行うことを目的とする。

(支援対象)

第2条 この修学支援制度による支援は、大学及び短期大学に在籍する日本人学生（国の「高等教育の修学支援新制度」で定める在留資格を有する者を含む。）を対象とする。

(支援の内容)

第3条 修学支援制度による支援の内容は、入学金・授業料の免除・減額及び給付奨学金とし、それらの額、並びに受給者の要件等については、別に定める。

(支援の申請)

第4条 修学支援制度による支援を受けようとする者は、入学を希望する大学又は短期大学に所定の様式に必要な書類を添付のうえ申請しなければならない。

2 支援を受けようとする者から申請を受けた大学又は短期大学の学長は、別に定める基準に照らして審査を行い、学校法人愛国学園理事長（以下「理事長」という。）に承認を求めらるものとする。

3 理事長は、修学支援制度の対象者として決定したときは、申請者に決定書を交付する。

(支援の取消及び給付金の返還)

第5条 修学支援制度の対象者として決定を受け、支援を受けている者が修学支援制度の給付要件を満たさなくなったときは、理事長は大学又は短期大学の学長の進達を受けて支援の取り消しを決定する。

2 大学又は短期大学の学長は、修学支援制度の支援が取り消されたときは、当該年度の給付金を返還させるとともに、その同額を学納金として納付させなければならない。

3 給付金が返還されないとき、更に同額の学納金が納入されないときは、大学又は短期大学の学長は必要な措置を執らなければならない。

第6条 大学又は短期大学が、大学等における修学の支援に関する法律第7条第2項に基づく確認を受けた場合には、修学支援制度による支援を行わないものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。